

審査の結果の要旨

氏名 津田 昌宏

諸外国と同様、日本でも学校改革における校長のリーダーシップの重要性が唱えられ、その資質能力への関心が高まっている。2016年の法律改正により、任命権者である教育委員会は校長の「資質向上に関する指標」、及び同指標を踏まえた研修計画を策定することとなった。これに先立つ2009年には日本教育経営学会が「校長の専門職基準」を策定している。このように指標あるいは基準という形式によって、あるべき校長像を示す試みの先行事例の一つに、米国における「学校管理職の専門職基準」（以下、「基準」）がある。本研究は、これが策定・改訂されてきた背景と経緯を詳細に検討し、そこに示されたリーダーシップ像の変容を明らかにすることで、日本における校長の専門職性向上に関わる研究、及び政策・実践への示唆を得ようとするものである。

本研究は、研究の目的と方法を述べた序章、IV部7章から成る本論、及び研究を総括した終章で構成されている。第I部は、国家の競争力低下に対する危機感から教育における卓越性を掲げる教育改革が推進された1980年代が対象である。第1章では、校長が果たすべき役割と養成プログラムを再検討するために1985年に設立された「教育経営の卓越性に関する全米委員会（NCEEA）」が1987年に報告書をまとめる過程で価値や道徳性を重視する校長のリーダーシップ論が受容されていったこと、第2章では「効果のある学校」研究の進展を背景に「すべての生徒は学べる」という信念を校長が保持し、体現することの重要性が認識されるようになったことが明らかにされる。

第II部は、1980年代後半から1990年代半ばにかけて実行された教育システム全体の構造改革（リストラクチャリング）が校長の役割に与えた影響について考察している。第3章では、構成主義的な学習への転換が提唱されるなかで、教師たちのファシリテーターとして、この転換を促進することが校長に重要な責務とされたこと、第4章では、1993年に始まるクリントン政権の教育政策と、それに影響を与えたシステム・リフォームの理論を詳細に検討し、そこに「機会の平等を達成するためのスタンダード」というアイデアがあったことが指摘される。

第III部と第IV部では、1996年に発表された「基準」が2008年に改訂され、さらに2015年に再改定された過程を詳細に検討し、リーダーシップ像の変化を解明している。第5章では、「基準」が「すべての子どもたちの成功を保障する、道徳的な主体としてのリーダーシップ像を提示していたことが明らかにされる。続く第IV部、第6章では、2002年に施行されたNCLB（どの子ども置き去りにしない）法によりテストに基づくアカウンタビリティが一段と強化されるなかで、「基準」に含まれていた「社会正義」への性向が批判の対象となり、学力向上を第一義とするリーダーシップ像への改訂が行われたことが示される。第7章では、2009年に誕生したオバマ政権のもとでNCLB法の見直しが始まったことを背景に再改訂された「基準」が、NCEEAが主体となって策定された字義通りの「専門職基準」であり、「高い質の教育と生徒一人ひとりの学問上の成功と幸福」の実現を「専門職の革新的な価値」として掲げ、再び社会正義の理念を中心に据えるものであったことが示される。

本研究は、「基準」の策定・改訂経緯を先行研究が参照してこなかった一次資料と当事者への聴き取りによって詳らかにするとともに、そのリーダーシップ像の変容を政策史及び研究史的文脈に位置付けて解明した点でオリジナルな学術的貢献を果たしている。よって、本論文は博士（教育学）の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。